

習志野市教育委員会会議録
(平成25年第10定例会)

- 1 期 日 平成25年10月23日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後6時15分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 |
| | 委 員 | 星 野 | 龍 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | | |
|---------------|-----|-------|--|
| 学校教育部長 | 辻 | 利 信 | |
| 生涯学習部長 | 早 瀬 | 登 美 雄 | |
| 学校教育部参事 | 市 瀬 | 秀 光 | |
| 学校教育部参事 | 若 林 | 一 敏 | |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 | |
| 生涯学習部次長 | 櫻 井 | 健 之 | |
| 学校教育部副参事 | 井 澤 | 修 美 | |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 | 博 | |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 | |
| 指導課長 | 小松崎 | 修 男 | |
| 総合教育センター所長 | 山 下 | 良 之 | |
| 社会教育課長 | 上 野 | 久 | |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 | |
| 青少年課長 | 浅野目 | 俊 紀 | |
| 青少年センター所長 | 菊 地 | 清 | |
| 学校教育部主幹 | 天 野 | 真 一 | |
| 学校教育部主幹 | 真 田 | 知 幸 | |
| 学校教育部主幹 | 松 本 | 健 志 | |
| 学校教育部主幹 | 島 本 | 博 幸 | |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 | |
| 学校教育部主幹 | 吉 岡 | 治 | |
| 生涯学習部主幹 | 森 下 | 雅 之 | |
| 生涯学習部主幹 | 岡 野 | 重 吾 | |
| 学校教育課主任管理主事 | 坂 本 | 永 | |

4 会議内容

梓澤委員長が

平成25年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について」を議決事項に追加することについて諮り、全員異議なく決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第25号、26号、29号、30号、32号、33号、34号及び協議第2号及び報告事項(2)、(4)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

平成25年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第27号 平成25年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市教育委員会顕彰規程に基づき、25年8月12日から17日にかけて行われた、2013全日本ジュニア体操競技選手権大会男子団体総合で、第3位の成績を収めた習志野高等学校体操部を表彰しようとするものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第28号 平成25年度末及び平成26年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

(学校教育課)

坂本学校教育課主任管理主事

習志野市立習志野高等学校の教職員の人事異動は、県立高等学校教員との間で人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。本方針のねらいは、本市教育の振興及び習志野高校の文武両道の教育目標を実現することであり、そのための教員組織の充実と活性化は不可欠であるととらえているから、県教育委員会と連携を図りながら人事異動を行なっていく。

なお、内容については、前年度に特に問題となった点はなかったことから、今年度、変更する点はなく、異動方針に則り、適材適所、適正配置に努めていきたいと考えている、と概要を説明

原田委員

県立高校では今年度より本格的に主幹教諭を配置しているが、習志野高校でも同じ考えであるという認識でよいか、と質問

坂本学校教育課主任管理主事

そのとおりである、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第31号 生涯学習施設改修整備計画について

(社会教育課)

上野社会教育課長

前回の定例会での協議を受けて、意見等を基に修正などを加えた。社会教育施設については4つのエリアに分けて整備をする、生涯スポーツ施設については現状を維持していく、放課後児童会施設については、これまで同様、学校敷地内、若しくは学校の余裕教室を活用していく。という基本方針に変更はないが、追加した点としては、教育委員会から市長事務部局へ提案していくにあたり、生涯学習施設の目指す姿等を加えたところである、と概要を説明

星野委員

スポーツ施設について、「無料施設については有料化を検討する」とあるが、現状で無料施設はどのくらいあるのか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

市役所前体育館、中央公園野球場、袖ヶ浦少年サッカー場、市役所前グラウンド、秋津多目的広場、茜浜近隣公園が無料となっている。なお、市役所前体育館及び市役所前グラウンドは新庁舎建設の関係で今後、廃止となる予定である、と回答

星野委員

無料を有料にというのは難しいことだと思うが検討状況はどうなのか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

多目的広場のような場所はなかなか難しくても、野球場やサッカー場のような場所ではできないのではないかとこのところであるが、現状では公園施設として位置付けられていることから、法規的な面からも可能かどうか検討しているところである、と回答

早瀬生涯学習部長

現在、有料となっている施設は設置管理条例で明記されている施設であり、無料の施設は条例化されていない施設である。条例化されていないというのは暫定的な施設であるためであり、先ほど述べた施設の中には条例化にあたってスポーツ施設とすると公園施設としての位置付けが難しくなることから、法規担当部署と調整しながら検討しているところ

である、と回答

星野委員

放課後児童会の建替えについて、「減価償却資産耐用年数ではなく、建物の物理的耐用年数を基準に建替える」とあるが、減価償却資産耐用年数で建替える場合もあるのか、と質問

浅野目青少年課長

独立した放課後児童会施設は基本的に軽量鉄骨構造で建てられており、減価償却資産耐用年数を過ぎても使える現実があることから、延命措置を行い、建物の物理的耐用年数まで使用するという考えでいる、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次期「習志野市教育基本計画（第1次案）」について （教育総務課）

松本学校教育部主幹

次期「習志野市教育基本計画」については、これまでも進捗状況を示し、8月定例会で協議いただいた上で、パブリックコメントを行ってきた。また、校園長会等からも意見聴取を行い、授業力向上の研修だけでなく、教職員の綱紀粛正・不祥事根絶及び各学校のモラルアップへの取り組み向上に向けた施策を明記すべきといった意見や本市教職員の現在の年齢構成に基づいて、長期的な視野に立った研修方針が必要である、との意見があった。その他、単語の修正など、細かい部分の指摘も含めて、作業部会で検討し、修正を行い、第1次案をまとめたため、改めて協議をお願いするものである。

今後の予定として、当初のスケジュールでは、11月の教育委員会定例会で議案として提出することを考えていたが、習志野市の長期計画である「習志野市基本計画」並びに「実施計画」が現在策定中であり、これらの完成を受けて「教育基本計画」も確定していくことが、順序であると考えているので、来年の2月または3月に議案として提出することとし、それまでの期間は、作業部会及び策定委員会での検討を基に、教育委員会定例会等で、継続して協議をしていきたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

「教育環境・学習条件の整備」の成果指標が市民の満足度となっているが、環境整備が満足度に繋がるには時間がかかると思われる。「わからない」と答える人には、本当にわからない人と、日頃接点がないためわからないとしか評価できない人がいるが、後者が多い場合は成果指標として見えにくいのではないのか。もっと多くの人理解しやすい指標にはできないのか、と質問

松本学校教育部主幹

ホームページや学校教育だよりなどの広報を通じて、より多くの人に知ってもらい、その上で満足してくれる人が増えてくれれば、広報活動ができたという意味で成果指標とし

たものである。成果指標は前進していくためには必要なものであるが、何故この成果指標を設定したのかという説明を加えるなど、より良いものにできるよう検討していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第3号 次回教育委員会の期日について協議し、平成25年11月22日（金）午後3時に決定された。

報告事項（1）平成25年習志野市議会第3回定例会一般質問等について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問及び陳情は、平成25年9月9日から17日及び19日に行われ、教育委員会に関するものとして、一般質問は9名の議員から18件の通告があったが、実際は時間超過により質疑がなされなかったものもあることから、実質8名の議員から16件の一般質問があった。また、2件の陳情があり、審議が行われた。

本日は主なものとして、『「心のノート」の使用について』を指導課から、陳情内容2件の内容とその結果について教育総務課から報告する。

小松崎指導課長

「心のノート」は、道徳的価値について児童生徒が自ら考えるきっかけとなる補助教材として、発達段階に応じて内容が構成されるもので、自分の考えを書き込みできるページもあり、児童生徒の実態と指導目標に応じて活用できるものとなっている。また、家に持ち帰り家庭で話題にするなど、学校と家庭が連携を図る上でも活用できるものである。

学習指導要領では、「生きる力」を育むための重点として道徳教育が掲げられ、本市でも「道徳の授業」の充実に取り組んでいるところである。「道徳の授業」は、報道や書籍、映像や身近な出来事などの様々な資料を教材として活用することが授業の充実につながるもので、「心のノート」は、教材の一つとして捉えており、教育委員会として、「心のノート」の使用を強制するものではないことの答弁をした。

また、豊かな心は、「道徳の授業」の中だけで育まれるものではなく、あらゆる機会を捉え「道徳の授業」と関連させながら、育てていくものであり、必要に応じて「心のノート」を効果的に活用することも方法の一つであると捉えている旨の答弁をした、と概要を説明

小野寺教育総務課長

陳情は校外学習などを通じ、児童・生徒に第一空挺団を見学させる事と靖国神社を参拝・見学させる事を求めるものと全国に先駆けて、家庭教育の向上、子どもたちの良き育成の成果を期待するための、習志野市家庭教育支援条例の制定を求めるものの2件があり、いずれも市議会では賛成少数で不採択となった、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項(3) 習志野市学校施設再生計画策定に関する提言書について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

本市が学校施設再生に向け平成24年度に設置をした学校施設再生計画検討専門委員会より提言書が提出されたため、報告するものである。この提言書は、大学教授や元小中学校校長等、6名の委員により、合計4回の会議を重ね策定に至った。

提言書では学校施設再生の取組に対する考え方や方策について、「教育環境の質的向上、安全安心の確保という視点」、「課題解決にあたっての中長期的な視点」、「財政状況、人口推計などの社会環境の変化を踏まえた公共施設再生のための計画策定」、「行政サービス、まちづくりの方向性等、市全体を見据える最適な方針と計画を踏まえたうえでの検討」の四点を基本的な観点としてまとめられている。

内容としては、第1章では習志野市の教育ビジョンについて述べられ、第2章では学校施設再生のあり方として、学校施設再生計画の必要性、学校の適正規模及び適正配置の推進について述べられている。第3章では学校施設の現状と課題について述べられ、第4章では学校施設再生への具体的なアプローチとして、標準設計指針及び標準仕様の作成、多機能化・複合化への対応について述べられている。そして、最後の第5章では学校施設再生計画の実行案として、「改築等と大規模改修の同時実施」、「改築等の規模については原則として「義務法令」上の面積とする」、「学校施設の適正規模は12～24学級とする」を基本方針に実籾・東習志野・実花小学校は学区変更、袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・秋津小学校、第三・第七中学校は統廃合を行うことが提言されている。また、試算では、統廃合を行わない場合、小規模校の統廃合を行う場合、小規模校の統廃合及び小中一貫校化を行う場合のシミュレーションが示されている。

今後、本市の学校施設の改修・改築需要が集中する中で、子どもたちが安全・安心かつ良好な学習環境で活動できるよう、提言書を活用しつつ、教育委員会として習志野市学校施設再生計画を策定していく予定である。習志野市学校施設再生計画については改めて教育委員会会議の場で協議をしていただき、議決を経て、習志野市全体の公共施設再生計画との整合性を図るべく、市長事務局へ申し送りしたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

精緻なものが短期間でまとめられおり、ご尽力に感謝申し上げます。

その上で、提言書では30年後まで計画されているが、30年の間では学校の有り方も変わっていくはずなので、その変化を教育委員会が受け止める柔軟性が必要である。

また、この提言を受けて、教育委員会がどう計画を策定していくかが重要である。

ある自治体では、経済的側面及び物理的側面から精緻な試算を行い、専門委員会の提言を受けて学校の統廃合を打ち出したが、市民の理解を得られず、統廃合ができないままになっている事例もある。教育委員会が諮問し専門委員会から提言を受けたものでも、市民は教育委員会が勝手に決めたと受け止めたため、計画が進まなくなってしまうためである。

今後、この提言に対しては、教育委員会と市民が同じフィールドに立っていることを如何に市民の方に理解してもらうか、その上で合意を練り上げながら計画を策定していくかということが重要となる。最初の説明で誤解を生むと修復できなくなるので、教育委員会と提言との関係性を明確に示して、慎重に進めてほしい、と発言

小野寺教育総務課長

この提言は提言としてしっかり受け止めるが、教育というものは常に変化していくので、時代に合った習志野の教育をしていく必要があると認識している。提言ではかなり踏み込んだ内容も記載されているが、人口の増減や経済情勢によっては、その時期に実施できるかも不明確であり、学校の適正規模の考え方についても習志野の教育の特徴や地域との関わりを考えていかなければならないので、しっかりと時間をかけて検討していく必要があると認識している。

しかしながら、学校施設の再生というのは早急に取り組まなければならない喫緊の課題であり、計画を立てて「見える化」することも必要であると認識しているので、施設整備の面が先行してしまうかもしれないが、しっかりと学校施設再生計画を策定し、財源確保していきたいと考えている、と回答

星野委員

長期的な視点で見た場合、この提言が全てではないが、1つの指標としてこのようなことができるというのができたのは良いことではないか、と発言

植松教育長

見識を持った方たちに議論していただき、長期的な提言をしてもらったということは、これが全てではないが、1つの大きなきっかけとなると認識している。この提言をしっかりと受け止め、子どもたちの安全で安心して良好な学習環境の整備に取り組んでいきたいと考えている、と発言、

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

〔 議案第25号、26号、29号、30号、32号、33号、
34号及び協議第2号及び報告事項（2）、（4）は非公開 〕

議案第25号 公文書公開請求に係る審査請求について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

公文書公開請求に係る審査請求について概要を説明

採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された。

議案第26号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定を市長に申し入れるもので、

今回、見直しの対象となる教育委員会が所管する使用料・手数料は、市民会館、公民館、スポーツ施設等の使用料改正となっている。

基本的な見直しの考え方としては、財政状況に関わらず、適正な受益者負担を確保していくこと、3年ごとに定期的な見直しを実施すること、すべてが見直しの対象となること、の3点があり、「使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、見直しを行うものである。

また、今回の見直しにあたり、平成16年に策定した「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」を改正し、使用料及び手数料等の単価を算出した。単価の積算にあたっては、これまでと同様に人に係るコストと物にかかるコストを基準とする他、大きく考え方が変わった点として、「減価償却費」を原価計算に参入したこと、また、使用料等の改正の上限を従前の使用料・手数料の1.2倍としていたものを近隣市の状況を鑑みた中で改正の上限を1.5倍に改正している。この「使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づいて積算し、結果として、使用料が増額となる施設もあれば減額となる施設もある。

今後、12月議会にて議案提案し、議決後、平成26年4月1日より使用料・手数料の改定がなされることとなる、と概要を説明

原田委員

同じ施設内でも使用料が上がったところと下がったところがあるので疑問に思ったが、この説明を聞いて理解した。とても市民にはわかりづらいので、周知の仕方を工夫していただきたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第29号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育課)

真田学校教育部主幹

平成21年8月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計第1期計画」に基づき、本市で3番目のこども園となる習志野市立袖ヶ浦こども園を設置するため、改正するものである。

施設概要としては、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積3千93.76平方メートルの施設規模であり、現在の袖ヶ浦保育所の敷地内に設置する。定員は、短時間児120名、長時間児110名の合計230名、併せて、こどもセンターの開設及び一時保育の実施も予定している。また、施行期日については、規則で定めることとする。

なお、袖ヶ浦こども園の設置に伴い、袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園について、「習志野市立幼稚園設置条例」から除く一部改正も併せて行うものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第30号 習志野市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について (社会教育課)**

上野社会教育課長

本条例改正については、地域の自主性及び自立性を高めるため第三次一括法が制定され、社会教育委員についても国の法律で決められていたものの一部を市の条例で定めていこうというものである。

「習志野市社会教育委員の定数等に関する条例」では、社会教育委員の定数のみを定めていたが、名称を「習志野市社会教育委員の設置に関する条例」に改正し、他の審議会等の条例と同じように、設置の目的や委嘱する委員の属性、委員長及び副委員長の選出方法等についても定めようとするものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案32号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ11施設)(生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

今年度末で指定期間満了となる本市11のスポーツ施設の新しい指定管理者の指定について、市長に申し入れるものである。

スポーツ施設については、平成18年に袖ヶ浦体育館をはじめとする9施設と茜浜パークゴルフ場の10施設において、指定管理者制度を導入し、平成23年に芝園テニスコート・フットサル場を加え、現在は、11の施設で制度を導入しているが、それぞれ導入時期が違うことから、現在の指定管理者である「公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会」とは3本の協定を結んでいる。

平成26年度からの指定管理者については、管理期間を5年とし、公募による事業者選定を行ったが、効果的・効率的な管理運営を目指すために、これまで3本だった協定を、1本化、11のスポーツ施設を一括して協定を結ぶこととした。

次に、これまでの経過について、今回の選定は、8月1日より募集要項等の配布を開始し、4者の方が書類を受け取りにきており、その後の説明会では2者、最終的に申請書を提出されたのは1者となったところである。

その後、生涯学習部職員9名で組織された検討委員会において提出書類の審査、面接等による評価を行い、本市の指定管理者制度を導入する全ての施設に共通している3つの選定項目を12の観点から、また、「個別事項」として、本市でのスポーツ計画の目標や重点を意識した項目に、管理運営の能力、実績などを加え、3つの選定項目、9つの観点によって評価を実施した。

評価結果は、指定管理候補者となるために必要な点数、いわゆる合格点は100点満点中62点となるが、78.8点を獲得しており、去る10月16日の教育委員会指定管理者候補者選定委員会においても、本市の要求を十分に満たしていると判断したことから、平成26年度から31年度までの今後5年間、11スポーツ施設の指定管理者の候補者として「公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会」を選定したところである、と概要を説明

星野委員

選定評価表を個別に見ていくと、専門的知識と経験を持つ職員の確保方法等の評価観点については、10点満点中6.4点と低くなっていると思うが、これはどのように評価しているのか、と質問。

片岡生涯スポーツ課長

10点の次が6点という評価基準であるため、9名中2名が6点の評価をすると、6.4という評価結果となる、と回答

貞廣委員

候補者の選定の経緯について、事業の継続性という観点からは同じ業者が請け負うことが望ましいが、多様な民間活力の活用という観点からは複数の業者から選定できることが習志野市にとってはメリットが大きいと思う。初めは4者の方が書類を受け取りきっていたが、最終的に申請書を提出されたのは1者となってしまったことについては、どのように評価しているのか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

4者から1者に減ってしまったことについては、県内にある事務所に限定しているためそこで2者になった。また、収益を上げるためには施設の規模や数の観点から、大手の事業所が参入するのは難しいと考えている、と回答

貞廣委員

どの自治体でも、公募したいが応募者がいないという悩みを抱えている。今後、公民館の指定管理者制度導入を検討するにあたり、この点を経験として活かしていただきたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案33号 習志野市スポーツ推進審議会への諮問について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

市町村におけるスポーツ計画は、スポーツ基本法第10条に国のスポーツ基本計画を参酌して、各市の実績に即した計画を定めるよう努めるものとする、と規定されている。また、計画への記載内容については、習志野市スポーツ推進審議会条例第2条にのっとり、教育委員会の諮問に応じ、審議会において調査、審議を行うこととなっている。

今回、諮問するスポーツ計画については、上位計画である習志野市基本構想、基本計画、そして習志野市教育基本計画などとの整合性を保ちながら、本市スポーツ施策に特化した計画として策定するものである。

計画期間については、いずれの上位計画も、平成26年4月スタートとなることから、スポーツ計画も同様に、平成26年度をスタートとし、今後10年を見据えたうえでの、

6年間、平成31年度までとすることとした。

次に、計画の内容については、これまでの計画の基本目標のひとつである「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と新たに、その2次的効果として期待できる「スポーツによるまちの活性化」を次期計画の「めざす将来像」として設定した。

さらに、現計画のもう一つの目標であった「する・みる・支える習志野のスポーツ」は、本計画の施策の3つの柱として推進していくこととした。これら3つの柱を推進していくために重点的に取り組むこととして、12の項目を掲げている。具体的な施策として、柱ごとの数値目標や施策ごとに、これまでの取り組み状況と課題、そして今後の具体的な取り組みを記載するとともに、各課で行われている事業も掲載することとした。

この計画を円滑に推進していくためには、より多くの市民の方に計画内容を理解していただく必要があることから、わかりやすい構成・表現に努めていきたいと考えている。

今後は、本計画案をスポーツ推進審議会へ諮問し、平成26年2月に審議会より答申をいただくことを予定している、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第2号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画 パブリックコメント(案)について (学校教育課)

小澤学校教育部主幹

本計画については、素案について第6回定例会で協議を行った後、7月9日より市民の皆様への説明会及び意見交換会を実施したところである。

市民の皆様のご意見を踏まえ、パブリックコメント案を策定した。内容としては、子育て・子育の拠点となるこども園整備については、大久保・保育所の一部活用一部建替えにより、新栄幼稚園を統合し整備する。

保育所の再編計画については、既存保育所の老朽施設の建替えに伴い、近隣の市有地に移転する形で民間により施設を整備、運営をしていくこととし、菊田保育所、本大久保保育所及び本大久保第二保育所が対象施設となっている。

幼稚園の再編計画については、今後も保育の需要が見込まれる実花幼稚園及びつくし幼稚園については、保育所機能を加えることでこども園化する方法により私立化を図っていく。また、谷津小学校の児童増加対応として、平成28年度に谷津幼稚園の児童を向山幼稚園に一時移転することもありうるものとしている。

また、民間認可保育所の誘致についても、併せて推進していくこととしており、これらにより、535人の保育の受入れ枠の拡充を図ることができるようになる見込みである。

今後、10月末から11月末までパブリックコメントを実施し、12月の定例会で議決をいただいて、12月末までには策定していきたいと考えている、と概要を説明

星野委員

民営化により経費削減が図られるが、一般の市民はこのことにあまり関心がないと思うので、パブリックコメントを行う際には、財政効果についてもしっかりと示していただきたい、と発言

小澤学校教育部主幹

本計画の素案の段階では、地域の拠点となるこども園を整備するとともに、民間と手を携えながら保育の質の向上を図っていくということを中心に、説明を行っていった。しかしながら、星野委員と同様、多くの市民の方からも、財政効果についても重要な観点であるという指摘をいただいたので、本計画には事業費の全体や財政効果について強調して明記しているので、理解をしていただけるのではないかと考えている、と回答

梓澤委員長

これからも意見や要望がたくさん出てくると思うが、重ねて検討をよろしく願いたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は協議を終了した。

報告事項（2）平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について **（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について概要を説明

報告事項（2）は了承された。

報告事項（4）習志野文化ホールの今後について **（社会教育課）**

上野社会教育課長

習志野文化ホールの今後について概要を説明

報告事項（4）は了承された。

議案34号 習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について **（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について説明

採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成25年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言